

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第 1 面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月6日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 283-0112

住所 千葉県山武郡九十九里町藤下773-1

法人名 昭永ケミカル株式会社 千葉工場

代表者 山見 浩

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0475-76-4121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量
その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	昭永ケミカル株式会社 千葉工場		
事業場の所在地	千葉県山武郡九十九里町藤下773-1		
計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類： 製造業	中分類： 化学工業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額 34億円	
③従業員数	67人（正社員62人、常勤関係職員5人）	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙（処理工程）」	

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 「別紙 (管理体制)」			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和5年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	排出量	185 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 工程内洗浄溶剤のリサイクル推進 ・ 不良品発生防止の為にヒューマンエラー防止教育 ・ 濾過機変更によるロス削減 ・ 同一製品の異ロットを連続製造可能な様に 製造工程の洗浄工程の工程組みの工夫を行い		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	排出量	175 t	t
	(今後実施する予定の取組) 水性製品の製造が終了したあとの設備で油性製品を製造することになったために廃溶剤・廃塗料の排出量が増えてしまったが、リサイクル原料となる比率はあげる事ができた。固形燃料の原料として有価物としての買取がなかなか進んでいないが引き続き働きかけをしていく。また、製造所内で溶剤リサイクルが出来るところを見直し排出量を減らしたい。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃溶剤での残渣の指摘が無くなった。廃塗料と洗浄溶剤を分別し、さらに洗浄溶剤をクリヤー塗料系、油性塗料系で分別している。熱回収から再生利用になるように排出先を調整している。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き廃塗料、廃溶剤の分別を徹底し残渣の問題を発生させない事で、リサイクルを増やしつつ買取先を見つける事で廃棄物を減らしていきたい。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

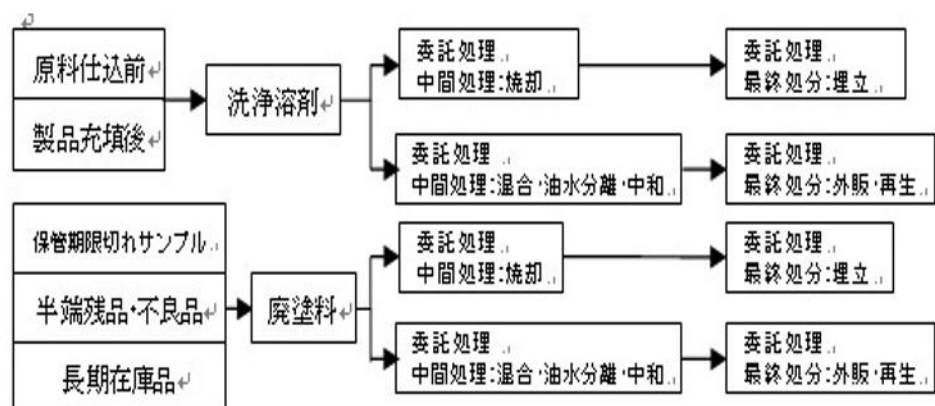
(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	全 処 理 委 託 量	185 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	185 t	t
	再生利用業者への処理委託量	171 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	14 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	排出先の変更を検討した結果、焼却処分だった認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量を減らし、再生利用業者への比率を上げる事ができた。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	全 処 理 委 託 量	175 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	175 t	t
	再生利用業者への処理委託量	165 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	10 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、廃溶剤・廃塗料の分別方法などを検討し再生利用業者へ排出できるようにしていき、有価物としての扱い先を探していく。また、製造所内での洗浄溶剤の使用場所を検証しリサイクル溶剤を広めていく事で排出量の削減を目指す。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）		185 t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストは導入済みだが、利用100%を確実にするために、新規取引時にも条件の一つとする。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。



(管理体制図)

